

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成24年8月30日(2012.8.30)

【公表番号】特表2010-533314(P2010-533314A)

【公表日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-042

【出願番号】特願2010-516040(P2010-516040)

【国際特許分類】

G 03 G 15/01 (2006.01)

G 02 B 3/00 (2006.01)

G 03 G 9/08 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/01 1 1 1 Z

G 02 B 3/00 A

G 03 G 15/01 J

G 03 G 9/08 3 9 1

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月6日(2011.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

受像体上に1つ以上の光学素子をエレクトログラフィックプリント方法であって：

a 所定サイズのマーキング粒子を有する第1層のトナーを堆積して第1層の多次元形状を形成する工程；

b 前記第1層に対して特定のサイズ分布を有する所定サイズのマーキング粒子によって特徴付けられる第2層のトナーを堆積する工程；

c 前記第2層のトナーに対して前記第1層の多次元形状を登録することで、登録パターンに関する光学素子を形成する工程；及び、

d 必要に応じて前記工程a乃至cを繰り返して最終的な光学素子を形成する工程；を有するエレクトログラフィックプリント方法。

【請求項2】

前記マーキング粒子の特別なサイズ分布が5μmよりも大きな平均直径の体積によって特徴付けられる、請求項1に記載のエレクトログラフィックプリント方法。

【請求項3】

前記マーキング粒子の特別なサイズ分布が、前記第1層については6-12μmの体積平均直径、並びに第2層及び該第2層以降の層については12-30μmの体積平均直径を有する、請求項1又は2に記載のエレクトログラフィックプリント方法。

【請求項4】

前記所定サイズのマーキング粒子が12-30μmの体積平均直径を有する、請求項1乃至3のうちのいずれか1項に記載のエレクトログラフィックプリント方法。

【請求項5】

前記最終的な光学素子が、所定の屈折率を有する橢円形又は円形の特性のうちの1つを有する、請求項1に記載のエレクトログラフィックプリント方法。

【請求項6】

受像体上にトナー像を生成する静電グラフィックプリント装置であつて：

イメージング部材；

所定サイズのマーキング粒子を用いて2層以上のトナー層を堆積することで光学素子を形成する現像ステーション；

第1層の多次元形状を第2層の多次元形状に対して位置合わせすることで最終的な光学素子を形成する位置合わせ装置；

各層の堆積を制御して前記最終的な光学素子を形成する制御装置；及び

前記最終的な光学素子を処理して前記最終的な光学素子に追加的な特性を与える処理装置；

を有する装置。